

新型コロナウイルス感染症の影響により掲載事業が中止・延期となる場合があります。中止・延期の際は、市ホームページ、よいちメールなどでお知らせします。

令和4年度 大田原市男女共同参画推進事業者表彰

市では、男女が互いを尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりに取り組んでいる市内事業者を称えるための表彰制度を設けており、本年度は次の2事業者を表彰しました。

【表彰基準】

- ・性別にとらわれない能力活用や女性の職域拡大
- ・仕事と家庭、その他の活動との両立支援
- ・男女の人権に配慮し、ともに働きやすい職場環境づくり
- ・その他、男女がともに参画できる社会づくりに向けての積極的な取り組み

■株式会社イージーライン(下石上、運送業)

◆取組内容

①女性の職域拡大への取り組み

国土交通省実施の「トラガール(女性トラックドライバーの愛称)促進プロジェクト」に賛同し、積極的に女性の雇用を進めています。

働きやすい職場認証制度(一つ星)認証を受け、女性の働きやすい環境を整えるとともに、荷主企業と密に連携し、女性に適した自主荷役のない運行計画により配達業務を行っています。

②仕事と家庭生活の両立支援

産休・育休・介護休業の制度のほかに、子どもの学校行事参加などで休めるよう時間単位の年次有給休暇制度があり、活用が推奨されています。取得のしやすさから年次有給休暇の取得率が増加しています。男性社員の育児休業取得実績もあり、仕事と家庭の両立が図れる環境が整備されています。

■山一化学工業株式会社(蛭田、製造業)

◆取組内容

①女性の職域拡大と継続就労

テレワーク業務を拡大するための制度や管理方法などを改善するとともに、ジョブローテーションを実施しています。これにより働き方が増えるだけでなく、業務の属人化が解消されるために休暇も取得しやすく、カバーし合いながら働き続けられる環境が整備されています。

②不妊治療を受ける社員に配慮した措置の実施

不妊治療を理由とした通算1年間の休業、家族の看護や子どもの学校行事への参加、不妊治療の通院などを理由とした休暇を社員に認める「ファミリーサポート制度」を新たに創設しました。

こちらの制度検討にあたっては、女性活躍推進チームが主体となり、社員が利用しやすくなるよう、利用が想定される世代の社員に聞き取り調査を実施し、そこで出されたニーズを取り込み次のような制度設計を行いました。

- ・休業については、不妊治療が長期間にわたるケースも多いことから、通算で1年間、複数回取得を可能としました。
- ・休暇については、半日単位での取得を可能としました。

子ども医療費助成制度

現物給付を高校生まで拡大します

問 子ども幸福課 **本** 3階 **TEL** 0287(23)8932

令和5年4月1日から、子ども医療費助成制度の現物給付の対象年齢を中学3年生から高校3年生(18歳)までに拡大します。これにより、市内に住所のある18歳以下のすべてのお子さまが、栃木県内の医療機関で窓口での支払いなく受診ができるようになります。

なお、この制度は市民の皆さまの税金が財源となっていますので、医療費の増加を抑えて制度を継続させるために、医療機関の適正受診についてご協力をお願いします。

.....【変更内容】.....

現在

年齢区分	支給方法	資格者証の色
未就学児 (0~6歳)	現物給付 (県内医療機関)	ピンク色
小学1年~中学3年生 (7~15歳)		オレンジ色
高校1年~3年生 (16~18歳)	償還払い	うすだいたい色



令和5年4月から

年齢区分	支給方法	資格者証の色
未就学児~小学6年生 (0~12歳)	現物給付 (県内医療機関)	ピンク色
中学1年~高校3年生 (13~18歳)		サーモン色

受給資格者証はすべてのお子さまが差し替えとなりますので、4月以降に県内の医療機関を受診する際は、3月下旬にお送りする新しい受給資格者証と健康保険証を窓口で提示してください。

※受給資格者証を提示しない場合や、県外の医療機関を受診した場合は、これまでどおり償還払いとなりますので領収書と申請書を提出してください。

※この内容は、令和5年3月議会で議決され次第正式決定となります。

栃木県議会議員選挙のお知らせ

問選挙管理委員会 本8階 TEL0287(23)8736

●投票日…4月9日㊿

●投票時間…午前7時～午後6時

●投票できる方

- ・平成17年4月10日以前に生まれた方で、令和4年12月30日以前から大田原市に引き続き住所(住民登録)があり、選挙人名簿に登録されている方
- ▶最近、他の市町村から本市に転入された方は、投票できない場合がありますので、次のことにご注意ください。
- ・令和4年12月30日以前に本市に転入届出をした方は、大田原市で投票することができます。
- ・県内の他市町から本市に転入した方で、令和4年12月31日以降に転入届出をした方は、前住所地の市町で投票することができます。(この場合には、市町長が発行する「引き続き栃木県の区域内に住所を有する旨の証明書」(無料)を前住所地の市町または大田原市の住民登録担当窓口で受け取り、投票所

の受付で提示していただく必要があります。当該証明書がなくても投票はできますが、住所履歴の確認に時間を要します。)

- ・令和4年12月31日以降に県外の市町村から本市に転入届出をした方は、今回の栃木県議会議員選挙の投票をすることはできません。

●開票…投票日の午後8時から、湯津上農村環境改善センターで行います。投開票状況については、随時、市ホームページでお知らせします。

●選挙公報の配布…候補者の人物や政見を知っていただくため、選挙公報を配布します。新聞折り込みのほか、各支所、各出張所、各地区公民館などに備え付ける予定ですのでご利用ください。また、音声版の選挙公報が必要な方は選挙管理委員会までお問い合わせください。

投票日当日の混雑緩和のため、期日前投票の利用にご協力ください。

期日前投票をご利用ください

投票日当日に予定があり、投票できないと見込まれる方は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票所	期 間	時 間
市役所本庁舎 101 市民協働ホール	4月1日(土)～8日(土)	午前8時30分～午後8時
湯津上庁舎102会議室	4月3日(月)～7日(金) ※4月1日(土)・2日(日)・8日(土)は 開設しません	午前8時30分～午後5時
黒羽庁舎1階ロビー	4月1日(土)～8日(土)	午前8時30分～午後5時
両郷地区コミュニティセンター会議室(両郷出張所)	4月5日(水)	午前9時～正午
黒羽農業構造改善センター会議室(須賀川出張所)	4月5日(水)	午後1時30分～4時30分
佐久山地区公民館会議室	4月6日(木)	午前9時～正午
野崎研修センター会議室	4月6日(木)	午後1時30分～4時30分
道の駅那須与一の郷情報館研修室	4月7日(金)～8日(土)	午前9時～午後6時

◎投票所入場券裏面の『期日前投票宣誓書(兼請求書)』に必要事項を記入してご持参ください。

◎投票所入場券は告示日(3月31日(金))から順次発送します。郵便事情によりお手元に届くまでに4日程度かかる場合があります。入場券がお手元に届く前でも、期日前投票所に備えてある宣誓書を利用して投票ができます。

投票所変更のお知らせ

第5投票区投票所の投票所が、「総合文化会館」から「市役所本庁舎 101 市民協働ホール」に変更になります。(期日前投票所も同様)

【変更前】
総合文化会館



【変更後】
市役所本庁舎 101 市民協働ホール

デマンド交通が利用できます

デマンド交通(らくらく与一)を利用して投票所に行くことができます。(WEBまたは電話で予約が必要)

【電話予約先】

山和タクシー有限会社
予約センター
TEL0287(26)1717

【WEB予約(要登録)】

詳細は、市ホームページをご覧ください。



★湯津上庁舎期日前投票所を(土)(日)(金)開設しないことに伴い、湯津上地区にお住まいの方が4月1日(土)・2日(日)・8日(土)に期日前投票所までデマンド交通を利用する場合は、往復分の利用者負担額が無料になります。詳細は市ホームページをご覧ください。



投票の諸制度をご利用ください

①郵便などによる不在者投票

歩行が困難な方のうち、次の要件に該当する方は、事前に選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」の交付を受け、自宅投票をすることができます。

- ①身体障害者手帳をお持ちで、下表の障害名について、その等級に該当する方
 - ②介護保険の要介護者で要介護5の方
- ※事前に「郵便等投票証明書」の交付申請が必要です。すでに、「郵便等投票証明書」をお持ちの方の請求期限は4月5日(※)までになります。

障害名	等級
両下肢・体幹機能・移動機能などの障害	1級・2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸などの機能障害	1級・3級
免疫・肝臓の障害	1級～3級

②点字投票

目の不自由な方は、点字による投票をすることができます。各投票所には点字器が備えてあります。

③代理投票

身体の障害などにより自分で候補者の氏名を書くことができない方は、投票所の係員による「代理投票」をご利用ください。代理投票の利用には、本人が投票所までお越しになることが必要です。

④代理記載制度

郵便等投票証明書の交付を受けている方で、次の要件に該当する方は、代理記載により投票をしてもらうことができます。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が「1級」と記載されている方
- ②戦傷病者手帳の交付を受けている方で、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害の程度が「特別項症から第2項症まで」と記載されている方

⑤滞在地での不在者投票

住所が本市にあって、出張や在学などで長期間他の市町村に滞在している方は、郵便により滞在地で不在者投票をすることができます。また、マイナンバーカードを利用して投票用紙の請求をすることもできます。詳細は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

⑥特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などを行っている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。詳細は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

⑦病院や老人ホームなどに入院・入所中の方の不在者投票

都道府県選挙管理委員会から指定を受けている病院や老人ホームなどの施設に入院・入所中の方は、その施設内で不在者投票をすることができます。詳細は、入院・入所中の施設にお問い合わせください。

投票済証の発行はしていません

投票済証は、投票に来られた方に投票の証として発行するものですが、法的根拠がないため、選挙管理委員会の判断に委ねられています。

使用方法によっては、利益誘導や買収など不適切に利用される恐れがあること、投票に行かなかったことを理由に不利益を受ける可能性があることを考慮するとともに、有権者ひとりひとりが自ら考え、判断し、一票を投じていただきたいという考えから投票済証の発行を中止します。

ご理解のほどお願いいたします。

ルールを守って明るい選挙

買収や供応といった選挙犯罪や義理人情などゆがんだ選挙を排し、選挙が公正かつ適正に行われ、私たちの意思が政治に正しく反映されるよう「明るい選挙運動」を推進しています。政治活動や選挙運動についてよくあるお問い合わせをご紹介します。

Q：「後援会の会員になってほしい」と政治家の関係者が家に来るけど、選挙違反ではありませんか？

A：純粋に後援会入会の勧誘なら政治活動として許されます。ただし、選挙前に行われた場合、事前運動として選挙違反となる恐れがあります。具体的に事前運動にあたるかどうかは、取り締まり当局（警察）の判断によります。

Q：自治会などで候補者を推薦してもいいですか？

A：白紙の状態での推薦決定は一般的に差し支えないとされていますが、自治会の会員の中には様々な政党や候補者を支持する方があり、選挙についての考え方は多種多様です。自治会などが特定の候補者を推薦することは、個人の政治活動に支障をきたし、投票干渉などで投票の自由が侵害される恐れがあり、好ましいことではありません。

令和5年度 高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種のお知らせ

問 健康政策課 本 3階
TEL 0287(23)8975

令和5年度の対象者は、4月1日から新たに右表に該当する方のうち、「これまでに一度も肺炎球菌感染症予防接種を受けたことがない方」が対象となります。対象者には、4月上旬にお知らせと接種券をお送りします。

高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種は個人予防を目的とするものです。接種を受ける法律上の義務はなく、自らの意思で希望する場合のみ接種を行います。

●接種期間…4月1日④～令和6年3月31日⑤

●自己負担額…4,100円

●受け方…接種券を持参し、直接医療機関で接種を受けてください。なお、予約が必要な場合があります。詳細は対象者に送付するお知らせをご覧ください。

また、対象者でない方で、以下の①～③に全て該当する方は、大田原市法定外予防接種として、同じく費用助成(自己負担4,100円)が受けられます。

①過去にこの費用助成を受けていない

②65歳以上

③過去に肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)を受けてから5年以上経過している、または接種を受けたことがない

※大田原市法定外予防接種として接種を希望される場合は、事前手続きが必要になります。(健康政策課・各支所・各出張所のいずれかにお問い合わせください。)

対象者年齢(生年月日)
65歳(昭和33年4月2日～昭和34年4月1日)
70歳(昭和28年4月2日～昭和29年4月1日)
75歳(昭和23年4月2日～昭和24年4月1日)
80歳(昭和18年4月2日～昭和19年4月1日)
85歳(昭和13年4月2日～昭和14年4月1日)
90歳(昭和8年4月2日～昭和9年4月1日)
95歳(昭和3年4月2日～昭和4年4月1日)
100歳(大正12年4月2日～大正13年4月1日)

60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(身体障害者手帳1級の交付を受けている方)

■令和4年度対象者接種期限は3月31日⑥

令和4年度の対象者で、接種券の再発行を希望する場合は、申請が必要です。お早めに健康政策課にお問い合わせください。

令和5年度 狂犬病予防集合注射のお知らせ

問 生活環境課 本 2階 TEL 0287(23)8832

「狂犬病予防法」により、生後91日以上の犬には年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。本市では下記の日程で集合注射を行いますので、この機会をぜひご利用ください。

犬の登録が済んでいる飼い主の方には「集合注射案内通知」をお送りしますので、通知内の問診を記入の上会場にご持参ください。

各会場で新規登録も受け付けますので、登録が済んでいない犬も登録後に接種できます。

また、各動物病院での接種も可能です。その際、動

物病院から注射済証明書が交付された場合は、市役所(本庁・各支所)窓口にてその証明書を持参し、注射済票の交付(手数料550円)を受けてください。

会場の場所などの詳細は、生活環境課へお問い合わせください。

※法律により注射済票は犬に装着することが義務付けられています。

●費用

▶注射：3,500円(現金のみ)

▶新規登録：3,000円(現金のみ)

期日	時間	場所
4月16日⑤	9時00分～9時40分	野崎地区公民館(野崎研修センター)
	10時15分～10時45分	佐久山地区公民館
	11時30分～12時00分	親園地区公民館(親園農村環境改善センター)
	13時20分～13時45分	金田南地区公民館
	14時20分～14時50分	大田原東地区公民館
	15時20分～16時00分	市役所東別館前(1日目)
22日④	9時10分～9時30分	須賀川集会所
	9時55分～10時20分	須賀川小学校
	11時00分～11時40分	黒羽支所(1日目)

期日	時間	場所
22日④	13時10分～13時40分	佐良土多目的交流センター
	14時15分～14時50分	湯津上支所(1日目)
	15時20分～16時00分	市役所東別館前(2日目)
23日⑤	9時00分～9時45分	両郷出張所
	10時15分～10時35分	寒井本郷集会所
	11時5分～11時45分	黒羽支所(2日目)
	13時15分～13時55分	湯津上支所(2日目)
	14時30分～15時10分	金田北地区公民館
	15時50分～16時20分	美原公園旧交通公園(美原陸上競技場西)